

## 第21回

# 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年7月22日（水）午後5時00分～  
京都府職員福利厚生センター会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 感染拡大を踏まえた今後の対応について
- (2) その他

### 3 閉 会

第21回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年7月22日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山下 晃正
	副知事	古川 博規
	副知事	舟本 浩
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	野本 祐二
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警備部長	山本 一彦
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

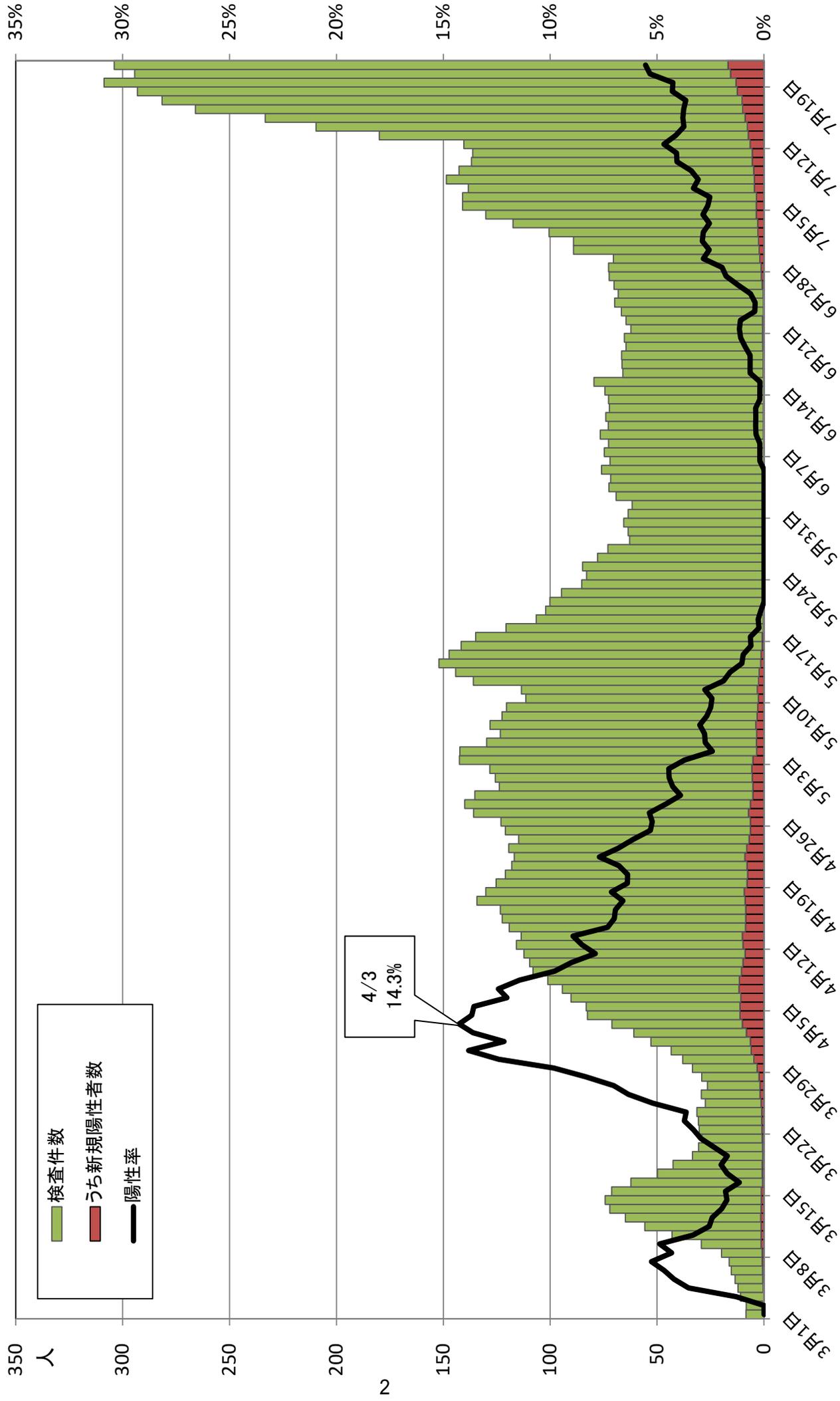
にテ  
レ  
ビ  
る  
参  
加  
議  
シ  
ス  
テ  
ム

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳



# PCR等検査数の推移(7日間移動平均)



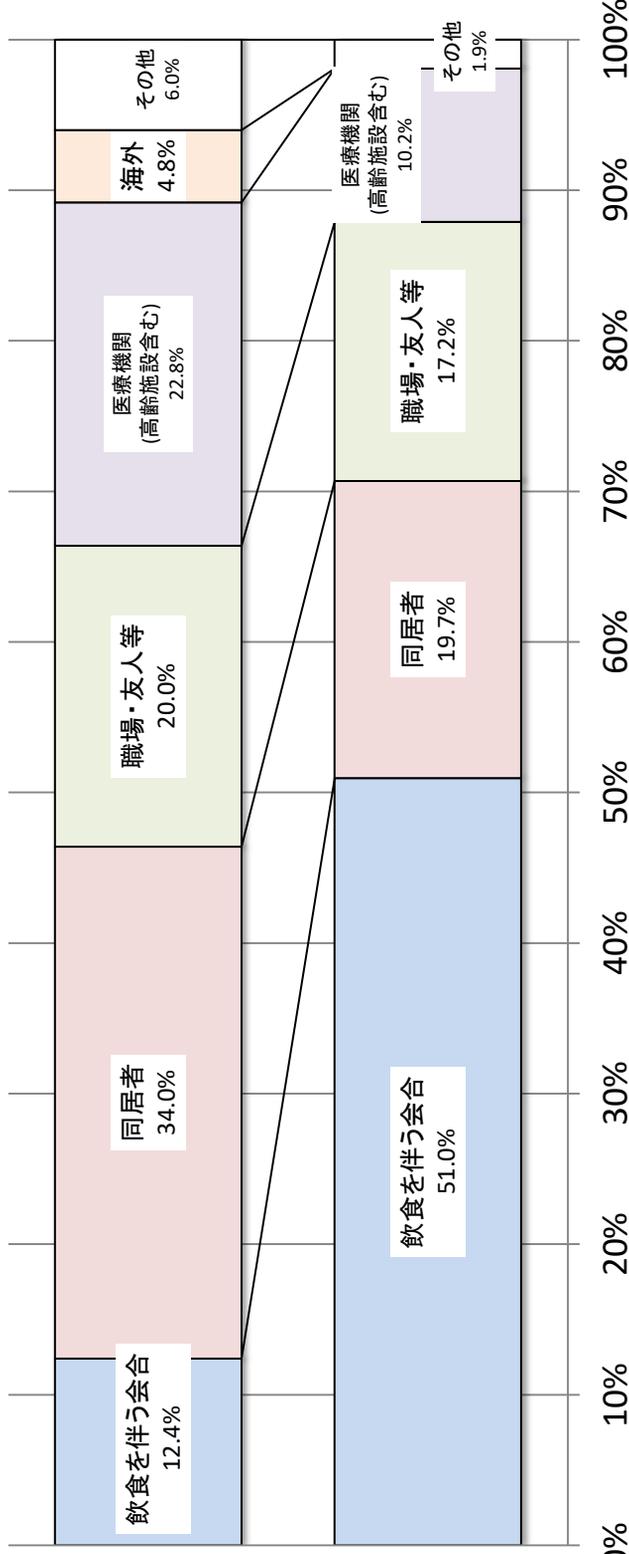
# 指標の状況

各指標	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	
① 新規陽性者数 (7日間移動平均)	8.86	10.00	10.29	12.57	13.14	15.71	16.86	① ≥ 2	① ≥ 5		
	新規陽性者数		9	13	12	25	12	27	かつ	かつ	① ≥ 20
② 感染経路不明者数 (7日間移動平均)	2.86	3.43	4.00	5.00	5.14	5.00	5.43	② ≥ 1	② ≥ 2		
	感染経路不明者数		6	5	4	10	3	7			
③ 重症者病床利用率 (日ごと)	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%		≥ 20%	≥ 40%	
	重症者病床利用率		1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%			
モニタリング項目	新規陽性者数(7日間移動平均)の前週増加比		1.94	2.06	1.85	2.26	2.00	2.12	2.15		
	PCR検査陽性率(7日間移動平均)		3.8%	3.8%	3.7%	4.3%	4.3%	5.3%	5.5%		

# 感染者の地域別・感染経路別割合

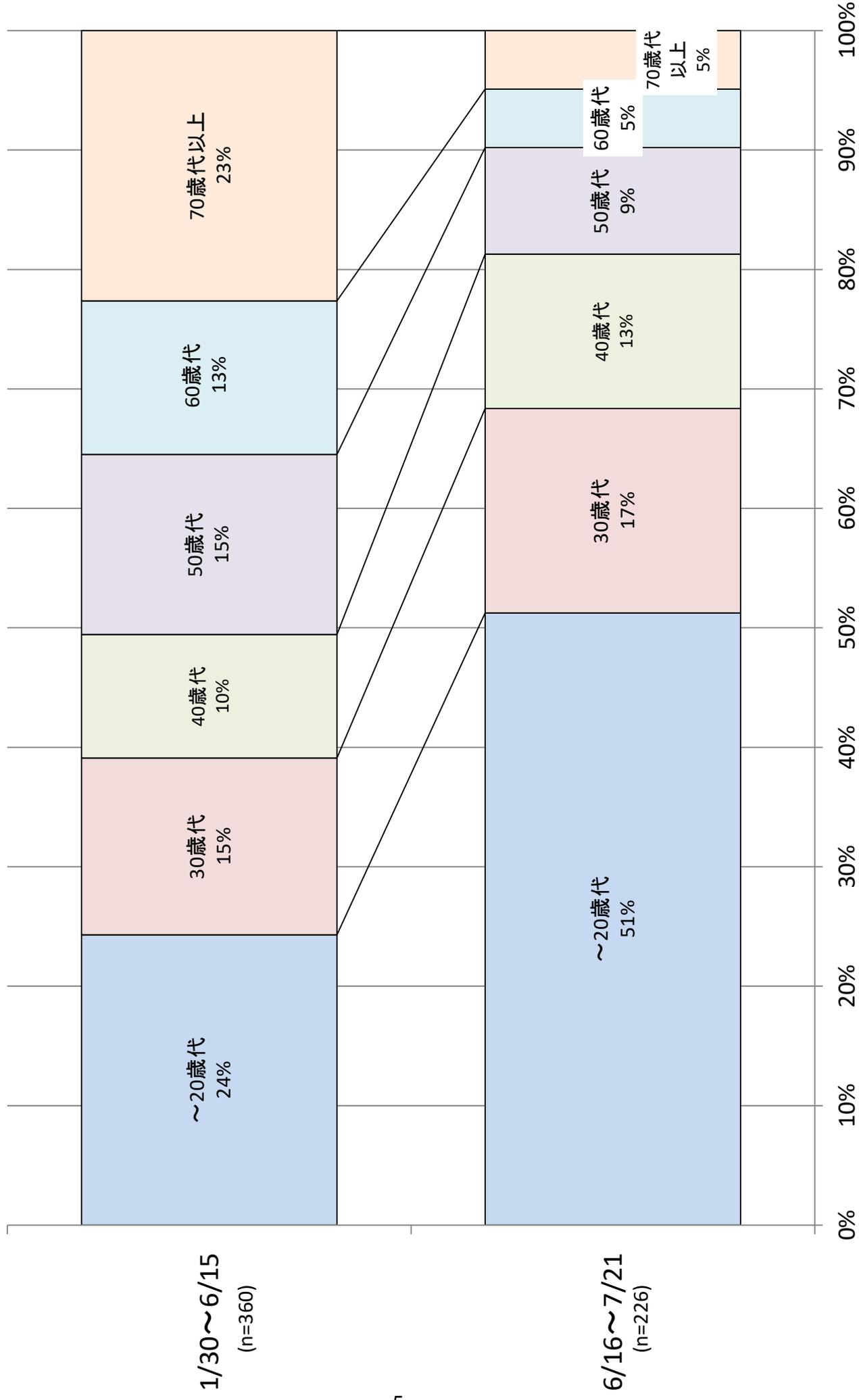


## 地域別

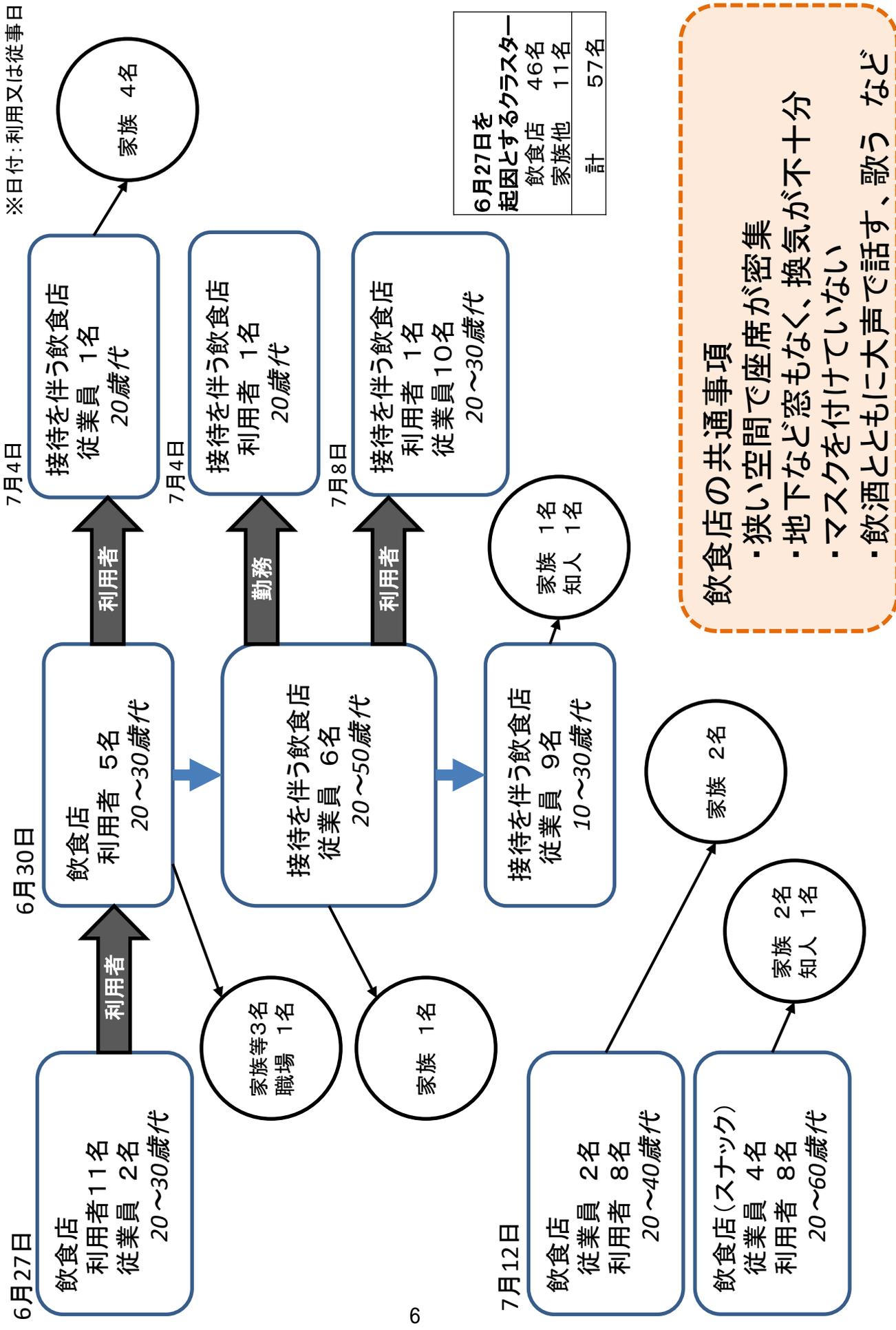


## 感染経路別 (感染経路不明を除く)

# 感染者の年齢別割合



# 集団感染の状況(飲食を伴う会合の場合)



# 集団感染の状況（医療機関の場合）

A病棟

看護師2名の陽性判明

救急外来や入院受入の休止

濃厚接触者、接触者に対してPCR検査の実施

- ◆A病棟に入院中の人、既に退院した人、見舞いに来た家族 など 95名
- ◆A病棟に出入りする医療従事者等（医師、看護師など） 298名

陽性者3名判明

- ・A病棟看護師の自宅待機
- ・A病棟入院患者の約2週間の健康観察

施設内感染  
専門家サポートチーム  
の派遣

医療従事者や入院患者等濃厚接触者に対して、確認PCR検査を実施し、陰性を確認

救急外来や入院受入の再開

資料2

感染拡大を踏まえた今後の対応について(案)

京都府

## 1 府民への協力要請

- ① 新しい生活様式の徹底  
引き続き、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、の感染防止の3つの基本をはじめ、「3密」(密集、密接、密閉)の回避など、「新しい生活様式」の徹底を要請する。
- ② 若い方に対する注意喚起  
感染者のうち、20歳代以下の若い方が全体の約50%、30歳代も含めると全体の70%にも及んでおり、特に若者に対し、友人との飲み会、コンパ等の飲酒機会において、大声で会話をしないことや回し飲みをしないなど、十分に注意するよう要請する。
- ③ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店等の利用自粛の協力要請  
全国的にも、特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店のうち、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店舗の利用自粛の協力を要請する。

## 2 事業者へのガイドライン遵守の協力要請

- ① ガイドライン遵守の要請等 (別紙1)  
全国で飲食店における感染が拡大しており、府内でも、6月中旬以降、感染経路が判明している50%以上が飲食を伴う会合に起因しており、飲食店に対して、ガイドラインを遵守するよう協力を要請する。
- ② 発生施設等へのガイドライン遵守指導 (別紙2)  
新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、クラスター発生の危険性のある店舗等及び現に発生している店舗等について、現況調査等を行うとともに、感染拡大予防ガイドラインの徹底を指導するなど、市町村と連携した感染拡大防止の取組を促進する。
- ③ ガイドライン遵守の取組をオール京都体制で展開  
ガイドライン推進宣言事業所に対し、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議からステッカーを交付する取組を府域全域で展開する。

### 3 クラスター対策

- ① 専門家チームの派遣  
施設内感染が確認された施設へ即日、施設内感染専門家サポートチームを派遣し、徹底した感染拡大防止を図る。
- ② 保健所の体制強化  
帰国者・接触者相談センターの看護師等による相談や、保健師等の人的派遣により保健所体制の強化を図り、濃厚接触者等に対する徹底した積極的疫学調査を実施する。

### 4 医療提供体制等の強化

- ① 医療提供体制の強化（別紙3）  
新型コロナ患者受入病床を通常地域医療に転用している医療機関に対し、新型コロナ感染者の受入れに対応するよう要請するとともに、軽症者対応病床を新たに約50床確保するなど、重症者対応病床86床を含む約490床の医療提供体制を確保する。
- ② 宿泊療養体制の強化（別紙3）  
既に確保している2施設338室全室の受入れに万全を期すため、医師、看護師の体制を拡充するとともに、新たな宿泊療養施設の確保に向け調整を開始する。

「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」抜粋（別紙1）  
 （令和2年6月13日策定 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会）

- マスク(適宜フェイスガード)の着用(従業員及びお客様に対する周知)
- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる。)
- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペース(できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める)を空けるまたはパーティションで区切るなど工夫する。
- 真正面の配置を避けるか、またはテーブル上にできるだけ区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫する。
- 個室を使用する場合は、十分な換気を行う。 等

新型コロナウイルス感染症発生施設等へのガイドライン遵守指導について（別紙2）

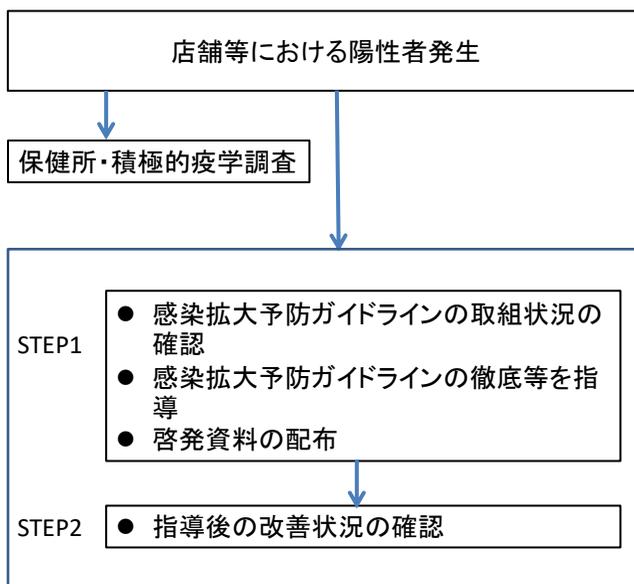
新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、クラスター発生の危険性のある店舗等及び現に発生している店舗等について、現況調査等を行うとともに、感染拡大予防ガイドラインの徹底を指導するなど、市町村と連携した感染拡大防止の取組を促進する。

1 対象施設

新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、クラスター発生の危険性のある店舗等及び現に発生している店舗等

2 体制

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策チーム  
 ※広域振興局ごとに京都府職員等で構成



●入院病床



感染拡大を踏まえ、再度のコロナ患者受入れを要請するとともに、新たに軽症者対応病床を確保し、合計約490床を確保(うち重症者対応病床86床)

●宿泊療養



最近の感染拡大により、新たな宿泊療養施設の確保に向けた準備に着手